

「やすらぎ会」 会員規約

第 1 条 目 的

組合員並びに地域住民の葬祭に関する合理化と経済的負担の軽減に寄与する事を目的として設立する。

第 2 条 名 称

本会の名称を「やすらぎ会」と称す。

第 3 条 会員資格

組合員及び地域住民で本規約の目的に賛同し、JA葬祭事業を利用する者で下記の条件のいずれかを満たした者とする。尚、申込み手続きは久万管内各支所窓口とし、会員証を発行する。

- (1) やすらぎ会入会金を収めた会員とする。
入会金は1,000円とし、入会金は会の運営費に充当するものとし、脱会等による入会金の払い戻しは行わない。

- (2) 「やすらぎ会定期積立貯金」を契約した会員とする。

定期積金の預入金は5,000円以上（口座振替）とし積立期間は5年とする。
尚、定期積金を満期迄積み立てをされた会員様は、解約、定期貯金として預入に係らず使用するまで会員資格を有するものとする。（定期積金の利息は松山市農協貯金規定に準ずる。）

第 4 条 会員の特典

会員及び会員の家族に利用の必要が生じた場合、会員証又は会員番号の提示により、下記特典のいずれかを「やすらぎ会」より受ける事が出来るものとする。

尚、葬儀及び仏壇・墓石の購入時に受け取る事の出来る特典は1契約につき一件までとする。

- (1) 葬儀の特典
久万斎場使用料（¥20,000）の助成
- (2) 仏壇・石碑 購入者の特典
系統メーカーでの購入価格の5%の助成

第 5 条 脱 会

本会を脱会する場合は、入会した各支所窓口において下記の手続きを行う。

- (1) 入会金を収めた会員
会員証の返却を行う。
尚、入会金の返却は行わない。
- (2) 「やすらぎ会定期積立貯金」の契約者
会員証の返却を行う。
「やすらぎ会定期積立貯金」の解約

第 6 条 会員権利の消失

- (1) 第4条に示す「会員の特典」を受けた時
- (2) 「やすらぎ会定期積立貯金」の中途解約をおこなった時

第 7 条 住所変更などの通知

会員は、住所・電話番号等に変更があった場合は、入会手続きを行った支所に届けるものとする。

第 8 条 会員の管理

会員の管理は、松山市農協ふれあい部葬祭課とする。

第 9 条 その他

第4条に定める会員の家族とは、会員の配偶者及び二親等以内の親族とする。

第 10 条 規約の改廃

本規約の改廃は、組合長が定める。

附 則

本規約は、2002年9月1日より施行する。

本改定版は、2014年8月1日より施行する。